

○ 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

改正案	現行
<p>（犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引） 第四条 令第七条第一項に規定する主務省令で定める取引は、次の各号に掲げる取引とする。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 令第七条第一項第一号ネに掲げる取引のうち、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十九条の二第三項本文（同法第二百一十一条及び第二百七十六条（第一号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）、第二百二十七条の六第三項本文、第三百三十一条第三項本文（同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）、第六百六十七条第三項本文（同法第二百四十七条の三第一項及び第二百七十六条（第三号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）及び第九十六条第三項本文（同法第二百七十六条（第四号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）に規定する申出による口座の開設に係るもの</p> <p>九十三 （略）</p>	<p>（犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引） 第四条 令第七条第一項に規定する主務省令で定める取引は、次の各号に掲げる取引とする。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 令第七条第一項第一号ネに掲げる取引のうち、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十九条の二第三項本文（同法第二百七十六条（第一号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）、第二百二十七条の六第三項本文、第三百三十一条第三項本文（同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）、第六百六十七条第三項本文（同法第二百七十六条（第三号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）及び第九十六条第三項本文（同法第二百七十六条（第四号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）に規定する申出による口座の開設に係るもの</p> <p>九十三 （略）</p>

